

平成 27 年度国立高等専門学校学習到達度試験実施要項

平成 27 年 7 月 30 日

学習到達度試験実施専門部会

1 趣旨

国立高等専門学校学習到達度試験（以下「学習到達度試験」という。）は、高等専門学校教育の基礎となる科目の学習到達度を調査し、高等専門学校における教育内容・方法の改善に資するとともに、学生自らが自己の学習到達度を把握することを通じて学習意欲を喚起し主体的な学習姿勢の形成を促すことを目的として実施する。

2 試験科目及び範囲等

科 目	範 囲 等	出題・解答方式
「物理」	高等専門学校第 3 学年までに標準的に履修する範囲とし、その学習領域及び学習到達目標については別に定める。	客観式の検査方法により出題し、解答はマークシート方式で行う。 （数値穴埋め式及び多肢選択式）
「数学」		

3 試験日時

(1) 試験日 平成 28 年 1 月 14 日（木）

(2) 試験時間等

各科目の試験開始時刻及び所要時間は次のとおりとする。

物 理	<ul style="list-style-type: none"> ・対象学生集合……………[第 1 校時開始時刻] ・試験問題及び解答用紙の配付、注意事項の説明(※) [5 分] ・試験時間…………… [90 分] ・解答用紙の回収・確認(※)…………… [5 分]
休 憩(※)	[15 分]
数 学	<ul style="list-style-type: none"> ・対象学生集合……………[休憩終了時刻] ・試験問題及び解答用紙の配付、注意事項の説明(※) [5 分] ・試験時間…………… [90 分] ・解答用紙の回収・確認(※)…………… [5 分]

(注)※の事項の所要時間は、標準的な時間を示したものであり、各学校の試験室の規模、監督者の人数等により、試験実施に支障のない範囲で短縮・延長することができる。なお、試験時間については、各教科において 8 領域を超えて選択する場合に限り、110 分を限度として延長することができる。

4 試験参加校及び対象学生

(1) 各学校は、学習到達度試験への参加又は不参加を決定し、別に定める期日までに機構本部事務局に報告することとする。

なお、学習到達度試験へ参加する学校（以下「試験参加校」という。）は、学校単位又は学科単位で、一部の学習領域のみを対象とすることができるものとする。

(2) 学習到達度試験の対象学生は、原則として、試験参加校の第3学年に在籍する学生全員とする。

5 試験結果の取扱い

(1) 学習到達度試験実施専門部会において、高等専門学校における教育内容・方法の改善に資するという観点から試験結果の分析・評価を行う。

また、試験結果の分析・評価については、試験問題とともに機構のホームページにて公表する。

なお、その分析・評価及びその結果の公表に当たっては、各学校により履修範囲・程度が異なることに配慮するとともに、各学校の序列化や過度の競争につながることをないよう十分留意するものとする。

(2) 試験参加校には、学習到達度試験の分析・評価結果、当該校における対象学生の個人成績、学習領域毎の最高点・最低点・平均点・得点分布・標準偏差及び設問毎の正答率等のデータを提供する。

なお、学習到達度試験に参加しない学校には、到達度試験の分析・評価結果の概要のみを提供する。

(3) 対象学生には、本人の得点及び学習領域毎の最高点・平均点・得点分布等を知照する。

6 個人情報の取扱い

学習到達度試験により得た個人成績・解答データは、在籍する学校における教育、指導のための資料及び国立高等専門学校全体の教育内容・方法の改善のための資料として利用することとし、その旨を対象学生に周知する。

7 実施体制

学習到達度試験は、学習到達度試験実施専門部会、試験参加校及び機構本部事務局が共同して実施する。

(1) 学習到達度試験実施専門部会の主な業務

- ア 学習到達度試験の実施に係る総括
- イ 学習領域及び学習到達目標の設定
- ウ 試験問題の作成
- エ 試験結果の分析・評価

(2) 試験参加校の主な業務

- ア 対象学生への説明
- イ 試験問題等の受領・管理
- ウ 学習到達度試験の実施

(試験室の設定、試験監督、試験問題等の配付、解答用紙の回収等)

- エ 機構本部事務局への解答用紙の送付
- オ 試験結果（個人別成績通知書を含む。）の受領
- カ 対象学生への個人別成績通知書の配付

(3) 機構本部事務局の主な業務

- ア 学習到達度試験実施専門部会に関する事務
- イ 試験参加校への試験問題等の送付
- ウ 試験参加校からの解答用紙の受領
- エ 採点・集計業務

8 身体に障害のある者に対する特別の措置

学習到達度試験の実施に当たっては、身体に障害のある対象学生に対し、障害の種類・程度に応じ、試験時間の延長、マークシートによらない解答方法等の特別の措置を講じることとする。

試験参加校は、特別の措置を必要とする対象学生がいる場合は、機構本部事務局と協議するものとする。

9 その他

(1) 一部の学習領域のみを対象として参加する場合の取扱い

一部の学習領域のみを対象として参加する場合であっても、試験時間の短縮等の調整は行わない。

また、当該試験参加校における対象学生が、学校又は学科として対象としていない学習領域の問題について解答した場合には、その学習領域についても採点を行い、得点を通知するが、その学習領域に係る成績は、学習到達度試験実施専門部会における分析・評価の対象外とする。

(2) 試験日時の特例

学習到達度試験への参加を希望する学校で、特別の事情があり、「3 試験日時」に定める日時に実施することが困難である場合には、機構本部事務局と協議の上、平成28年1月15日（金）から平成28年1月19日（火）までの間で試験日時を別に定めることができる。

ただし、この場合は、当該試験参加校の試験結果は学習到達度試験実施専門部会における分析・評価の対象外とする。